

## 第5章

## 事業計画

---

# 1 特定教育・保育施設

## (1) 教育・保育提供区域の設定

### ①国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

### ②区域設定の進め方についての補足

#### 区域と事業計画について

- 「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載。
- 各年度の児童の認定区分ごとの「教育・保育」の「量の見込み」(需要)に対する「確保方策」(「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらいの」提供を行っていくのか)を記載。
- 「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。

### ③有田町の教育・保育提供区域について

「教育・保育提供区域」は、子ども子育て支援法の規定に基づき、有田町全域を1区域として設定します。

## (2) 認定区分と提供施設

### ① 認定区分と提供施設

#### ◆ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

#### ◆ 認定別利用可能施設

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		3歳～5歳 専業主婦(夫)家庭、 労働時間短家庭	3歳～5歳 共働き家庭	0～2歳 共働き家庭
利用 可能 施設	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○		
	保育所		○	○
	地域型保育事業			○

#### ◆ 有田町の教育・保育施設数（令和6年9月時点）

		実施か所	利用人数	定員
幼稚園		0	0	0
認定 こども園	幼保連携型	3	328	380
	保育所型	3	201	200
保育所	町立	1	45	60
	私立	1	44	50
認可外保育施設		1	9	15
合計		9	627	705

### (3) 量の見込みと確保方策

#### [需要量と確保方策]

現在有田町では、4園の認定こども園（幼保連携型3、保育所型1）と4園の保育所にて、教育・保育の量の確保を行っています。

1号認定は、認定こども園（幼稚園）にて入園希望者全員が入園できる見込みであるため確保量が不足することは想定していません。

2号認定で教育を希望するニーズについても、認定こども園（幼稚園）にて供給できる想定です。それ以外の2号認定を保育所及び認定こども園（保育所）で確保します。

3号認定は、保育所と認定こども園（保育所）で確保していくほか、認可外保育施設については認可支援を行い、地域型保育事業として位置づけ、供給量を確保します。

#### 令和7年度

町全体		1号認定	2号認定	3号認定			合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1歳 保育必要	2歳 保育必要	
①量の見込み		83	273	14	68	67	505
確保方策 (提供量)	幼稚園						705
	認定こども園	205	193	45	65	72	
	保育所		60	15	15	20	
	地域型保育事業 <sup>※1</sup>			5	5	5	
②合計		205	253	65	85	97	
②-①=		122	△20	51	17	30	200

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和8年度

町全体		1号認定	2号認定	3号認定			合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1歳 保育必要	2歳 保育必要	
①量の見込み		79	258	13	66	65	481
確保方策 (提供量)	幼稚園						705
	認定こども園	205	193	45	65	72	
	保育所		60	15	15	20	
	地域型保育事業 <sup>※1</sup>			5	5	5	
	②合計	205	253	65	85	97	
②－①＝		126	△5	52	19	32	224

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和9年度

町全体		1号認定	2号認定	3号認定			合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1歳 保育必要	2歳 保育必要	
①量の見込み		71	231	13	74	73	462
確保方策 (提供量)	幼稚園						705
	認定こども園	205	193	45	65	72	
	保育所		60	15	15	20	
	地域型保育事業 <sup>※1</sup>			5	5	5	
	②合計	205	253	65	85	97	
②－①＝		134	22	52	11	24	243

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和 10 年度

町全体		1号認定	2号認定	3号認定			合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1歳 保育必要	2歳 保育必要	
①量の見込み		67	220	13	72	71	443
確保方策 (提供量)	幼稚園						705
	認定こども園	205	193	45	65	72	
	保育所		60	15	15	20	
	地域型保育事業 <sup>※1</sup>			5	5	5	
	②合計	205	253	65	85	97	
②－①＝		138	33	52	13	26	262

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和 11 年度

町全体		1号認定	2号認定	3号認定			合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1歳 保育必要	2歳 保育必要	
①量の見込み		65	213	12	70	68	428
確保方策 (提供量)	幼稚園						705
	認定こども園	205	193	45	65	72	
	保育所		60	15	15	20	
	地域型保育事業 <sup>※1</sup>			5	5	5	
	②合計	205	253	65	85	97	
②－①＝		140	40	53	15	29	277

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

## 2 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 提供体制の確保

子ども・子育て支援事業について、以下の19事業について本町のニーズや国・県の方向性を踏まえながら実施可能な体制を整えます。

#### ◆実施事業一覧

		実施か所数	令和5年度実績
①地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)		1か所	5,006 人日
②子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		—	—
③一時預かり事業	幼稚園の預かり保育	認定こども園4か所	7,280 人日
	幼稚園の預かり保育以外	保育所4か所	522 人日
④時間外保育事業(延長保育)		8か所	4,385 人日
⑤病児・病後児保育事業		1か所(+町外)	19 人日
⑥放課後子ども 総合プラン	放課後児童健全育成事業	8か所	354 人
	放課後子ども教室事業	2か所	477 人
	一体型、又は連携型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	4か所	1,161 人
⑦妊婦健康診査		—	945 人回
⑧赤ちゃん訪問事業		—	87 人
⑨養育支援訪問事業		—	54 人
⑩子育て短期支援事業(ショートステイ)		—	2人日
⑪利用者支援事業		—	—
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業		—	—
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		—	—
⑭子育て世帯訪問支援事業		—	—
⑮児童育成支援拠点事業		—	—
⑯親子関係形成支援事業		—	—
⑰妊婦等包括相談支援事業		—	—
⑱乳児等通園支援事業		—	364 人
⑲産後ケア事業		4か所	1人

※単位の(人日)、(人回)は延べ人数

## (2) 量の見込みと確保方策

### ①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） [対象：0歳児～2歳児]

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行います。また、子育て親子の交流、相談、セミナー、就労支援事業、併設するカフェで高齢者との世代間交流なども行います。

#### [需要量と確保の方策]

(単位：人日/年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,159	4,023	4,325	4,189	4,053
②確保方策	4,159	4,023	4,325	4,189	4,053
②-①=	0	0	0	0	0

▶有田町多世代交流センター「ゆいたん」において、子育て支援事業を実施します。

### ②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

[対象：0歳児～小学生]

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

▶今後、事業の運営体制の整備を検討します。

### ③-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定 [対象：3歳児～5歳児]

1号認定を受けた子どもを通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園において必要に応じ保育を行います。

#### [需要量と確保の方策]

(単位：人日/年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,117	6,774	6,088	5,745	5,573
②確保方策	7,117	6,774	6,088	5,745	5,573
②-①=	0	0	0	0	0

▶町内の認定こども園4園全てで実施しており、今後も継続して実施を行います。

### ③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外） [対象：0歳児～5歳児]

教育・保育認定を受けない子どもを保育所等で一時預かりする事業です。

#### [需要量と確保の方策]

(単位：人日／年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	495	473	460	441	427
②確保方策	495	473	460	441	427
②-①=	0	0	0	0	0

- ▶町内全園で実施しており、母親のリフレッシュなどの支援を行っています。今後も継続して事業を実施し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

### ④時間外保育事業（延長保育） [対象：0歳児～5歳児]

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行います。

#### [需要量と確保の方策]

(単位：人／年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,504	3,338	3,247	3,122	3,014
②確保方策	3,504	3,338	3,247	3,122	3,014
②-①=	0	0	0	0	0

- ▶時間外保育事業（延長保育）について、町内全園で実施しており利用者数は減少していますが今後も継続して実施します。

### ⑤病児・病後児保育事業 [対象：0歳児～5歳児、小学校低学年]

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行います。

#### [需要量と確保の方策]

(単位：人日/年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	17	16	15	15	14
②確保方策	17	16	15	15	14
②-①=	0	0	0	0	0

▶病児・病後児保育事業について、令和5年度に町立おおやま保育園に病後児保育室「さくらんぼ」を開設し、保護者がやむをえない事情により家庭で保育できない場合に病後児保育室において児童を預かることにより保護者の子育て及び就労の両立を図りました。

### ⑥放課後子ども総合プラン

#### 【1】放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) [対象：小学生]

保護者が昼間就労等で家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成及び保護者の仕事と子育ての両立支援を図ります。

#### [需要量と確保の方策]

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	378	356	338	317	304
1年生	103	97	91	86	82
2年生	118	111	106	99	95
3年生	78	74	70	66	63
4年生	47	44	42	40	38
5年生	19	18	17	16	16
6年生	13	12	12	10	10
②確保方策	426	426	426	426	426
②-①=	48	70	88	109	122

▶令和4年度に2か所、令和5年度に1か所民間の放課後児童クラブが整備され待機児童が解消されました。引き続き支援員の積極的な研修の受講を推進し、様々な特性を持った児童を受け入れることが可能な環境の整備に努めます。

出生数の減少から需要量の減少が見込まれています。定数の削減と伴に、検討されている小学校の統合が実施される際は町立放課後児童クラブの統合を検討していきます。

【2】放課後子ども教室事業 [対象：子ども全般（主に小学生）]

放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、様々な体験活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健康やかに育まれる環境づくりを推進します。

[実施状況]

有田中学校区 1ヶ所

西有田中学校区 1ヶ所

▶引き続き、地域の方々に参画いただき、子ども達を楽しいと思える体験活動や学習内容を盛り込んだ充実した内容になるように努めます。

【3】一体型、又は連携型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

[対象：子ども全般（主に小学生）]

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の内容に準じます。

[実施状況]

有田中学校区 2ヶ所

西有田中学校区 2ヶ所

▶町内4小学校区にて一体型の教室を開設しています。活動場所については、引き続き各小学校に協力いただき、校内での実施を継続します。学校および放課後児童クラブ支援員との情報共有を図り、子どもたちが安心して活動できるよう円滑な運営に努めます。

### ⑦妊婦健康診査 [対象：妊婦]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

#### [需要量と確保の方策]

(単位：人回/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,019	997	964	930	908
②確保方策	1,019	997	964	930	908
②-①=	0	0	0	0	0

- ▶妊娠当初に個々の状況に合わせた指導や健診の必要性を伝えることで今後も健診を受けてもらえる、また出産に至るまでの切れ目ない支援に取り組みます。

### ⑧赤ちゃん訪問事業 [対象：0歳児]

生後2か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

#### [需要量と確保の方策]

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	94	91	89	85	83
②確保方策	94	91	89	85	83
②-①=	0	0	0	0	0

- ▶産後うつが発見と支援も念頭に早期の訪問を継続し、孤立せずに子育てができるよう今後も情報提供と養育環境等の把握に取り組みます。

### ⑨ 養育支援訪問事業 [対象：一]

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

[需要量と確保の方策]

(単位：人 (支援対象人数))

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	59	56	54	51	49
②確保方策	59	56	54	51	49
②-①=	0	0	0	0	0

- ▶養育支援が必要な保護者に対して、早期把握・早期介入を図り、必要な支援に取り組みます。要保護児童対策地域協議会や利用者支援事業などを通して、保護者の状況により様々な角度からの支援につなげられるよう取り組みます。

### ⑩ 子育て短期支援事業 (ショートステイ) [対象：0歳児～18歳未満]

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

[需要量と確保の方策]

(単位：人日/年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②-①=	0	0	0	0	0

- ▶令和2年度より事業を実施しており、令和5年度には2件の利用がありました。今後もニーズを踏まえた受入体制の整備に努めます。

## ⑪利用者支援事業

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行います。又、母子保健型事業では、令和元年8月に開設した子育て世代包括支援センターにおいて、相談・助言等を行うとともに、民間を含めた関係機関との連絡調整等を行います。

### [需要量と確保の方策]

現在は子育て支援課と健康福祉課等で必要に応じた対応を行っており、今後も関係課・関係機関と連携を取りながら対応します。また、令和9年度までに整備予定のこども家庭センターの開設とともに、こども家庭センター型の利用者支援事業の開始を検討します。

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

### [需要量と確保の方策]

今後も継続して実施し、幼児教育・保育の無償化に伴い、制度未移行幼稚園の児童も対象とします。

## ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

### [需要量と確保の方策]

現在の実施予定はありませんが、ニーズが生じれば、国の指針等に基づき実施していきます。

#### ⑭子育て世帯訪問支援事業 [対象：0歳児～18歳未満]

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

##### [需要量と確保の方策]

(単位：人日/年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	33	31	30	29	29
②確保方策	—	—	30	29	29
②-①=	0	0	0	0	0

▶「こども家庭センター」を令和9年度までに設置し、事業の開始を検討します。また、令和7年度から重層的な支援体制づくりの中で具体的な検討の準備作業を始めます。

#### ⑮児童育成支援拠点事業 [対象：6歳児～18歳未満]

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を行う事業です。

##### [需要量と確保の方策]

(単位：人/年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	—	—	2	2	2
②-①=	0	0	0	0	0

▶「こども家庭センター」を令和9年度までに設置し、事業の開始を検討します。

### ⑩親子関係形成支援事業 [対象：0歳児～18歳未満]

子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

#### [需要量と確保の方策]

(単位：人／年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	2	2
②確保方策	-	-	3	2	2
②-①=	0	0	0	0	0

▶「こども家庭センター」を令和9年度までに設置し、事業の開始を検討します。

### ⑪妊婦等包括相談支援事業 [対象：妊婦]

妊娠・出産・乳児期における伴奏型の相談支援と、経済的支援を一体的に実施することで、様々なニーズに即した必要な支援につなぎ、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備する事業です。子ども・子育て支援法・児童福祉法の改正により位置づけられた新たな事業であり、国の指針に従い、事業の実施体制の確保が求められます。

#### [需要量と確保の方策]

(単位：回／年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	276	270	261	252	246
②確保方策	276	270	261	252	246
②-①=	0	0	0	0	0

▶母子健康手帳の交付時・妊娠中期から後期・生後2か月以内の赤ちゃん訪問の3回の時期に、面談等を全員に実施し、妊娠期からの切れ目ない支援を行い、必要な情報の提供やサービスに繋がります。

## ⑱乳児等通園支援事業 [対象：0歳児～2歳児]

保育所などに通っていない0～2歳の子どもを対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、通園による遊びや生活の場を提供する事業です。令和5年度より子ども・子育て支援法改正により位置づけられた新たな事業であり、本町においても令和5年度より先行自治体として事業実施に取り組んでいます。

### [需要量と確保の方策]

0歳

(単位：人時間／月、人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	時間数	310	310	310	310	310
	実人数	2	2	2	2	2
②確保 方策	時間数	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408
	実人数	8	8	8	8	8

1歳

(単位：人時間／月、人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	時間数	170	170	170	170	170
	実人数	1	1	1	1	1
②確保 方策	時間数	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408
	実人数	8	8	8	8	8

2歳

(単位：人時間／月、人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	時間数	250	180	180	180	180
	実人員	1	1	1	1	1
②確保 方策	時間数	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408
	実人員	8	8	8	8	8

▶先行実施事業の様子も勘案して、引き続き受入体制の充実に努めます。

## ⑱産後ケア事業 [対象：妊婦]

退院直後の心身の不調や育児不安がある等の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

### [需要量と確保の方策]

(単位：人日／年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	13	14	15	15
②確保方策	12	13	14	15	15
②-①＝	0	0	0	0	0

- ▶令和7年度までは、管内2か所、県外2か所の医療機関でショートステイ型とデイサービス型で実施しています。令和8年度以降は佐賀県で広域化の取組が始まる予定であるため、これに参加し支援体制の充実に努めます。

